

## 令和3年第3回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

### 1 補正予算 2件

#### □議第86号 令和3年度野洲市一般会計補正予算 (第5号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 23,385,376千円
- ・補正額 21,859千円
- ・補正後予算額 23,407,235千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額 (19,718千円)
- ・公用車事故等に係る損害賠償保険金の増額 (2,141千円)

###### 【歳出】

- ・損害賠償請求住民訴訟事件 (令和3年 (行ウ) 第16号) に係る弁護士費用の計上 (1,222千円)
- ・野洲市民病院公金支出差止等請求事件 (平成30年 (行ウ) 第11号) に係る弁護士費用の計上 (14,938千円)
- ・野洲市民病院公金支出差止等請求事件 (令和元年 (行ウ) 第12号) に係る弁護士費用の計上 (3,300千円)
- ・市有地不法占有土地明渡し等の請求に係る弁護士費用 (追加分) の計上 (258千円)
- ・公用車事故等に係る賠償金の増額 (2,141千円)

##### ③債務負担行為

- ・損害賠償請求住民訴訟事件 (令和3年 (行ウ) 第16号) に係る訴訟事務委託料について債務負担行為を追加する。
- ・市有地不法占有土地明渡し等の請求に係る訴訟事務委託料について債務負担行為を追加する。

#### □議第87号 令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 4,805,471千円
- ・補正額 900千円
- ・補正後予算額 4,806,371千円

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額（900 千円）

### 【歳出】

- ・傷病見舞金の増額（900 千円）

## 2 その他 1件

### □議第 88 号 訴えの提起について

建築物及び建築物への居住を通じて土地を無断占有している被告らに対して、建物を収去した上で土地の明け渡し等を求める訴訟を提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### ①訴訟事件名

建物収去土地明渡し等請求事件

#### ②当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市

代表者 野洲市長 栢木 進

被告 滋賀県大津市

株式会社

代表者 代表取締役

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県野洲市

滋賀県草津市

株式会社

代表者 代表取締役



所在：滋賀県野洲市妙光寺字八丁縄手 167 番地、161 番地先、官有地、161 番地 2

家屋番号：167 番

種類：工場

構造：木造スレート葺平家建

床面積：92.65 m<sup>2</sup>

符号 4：便所 コンクリートブロック造陸屋根平家建 4.55 m<sup>2</sup>

符号 5：事務所・乾燥室 コンクリートブロック造スレート葺 2 階建

1 階 53.29 m<sup>2</sup>、2 階 53.29 m<sup>2</sup>

符号 6：ボイラー室 コンクリートブロック造スレート葺平家建 8.97 m<sup>2</sup>

符号 8：試験室・寄宿舍 木・軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

1 階 98.03 m<sup>2</sup> 2 階 98.03 m<sup>2</sup>

符号 9：工場・乾燥室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 288.19 m<sup>2</sup> 2 階 94.05 m<sup>2</sup>

符号 14：浴室 コンクリートブロック造陸屋根平家建 35.22 m<sup>2</sup>

(5) 株式会社との間の訴訟にかかる物件

建物

所在：滋賀県野洲市妙光寺字八丁縄手 167 番地、161 番地先、官有地、161 番地 2

家屋番号：167 番

種類：工場

構造：木造スレート葺平家建

床面積：92.65 m<sup>2</sup>

符号 4：便所 コンクリートブロック造陸屋根平家建 4.55 m<sup>2</sup>

符号 5：事務所・乾燥室 コンクリートブロック造スレート葺 2 階建

1 階 53.29 m<sup>2</sup>、2 階 53.29 m<sup>2</sup>

符号 6：ボイラー室 コンクリートブロック造スレート葺平家建 8.97 m<sup>2</sup>

符号 8：試験室・寄宿舍 木・軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

1 階 98.03 m<sup>2</sup> 2 階 98.03 m<sup>2</sup>

符号 9：工場・乾燥室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 288.19 m<sup>2</sup> 2 階 94.05 m<sup>2</sup>

符号 14：浴室 コンクリートブロック造陸屋根平家建 35.22 m<sup>2</sup>

④請求の趣旨

株式会社 に対し

- (1) 被告は原告に対し、上記物件(1)の建物を収去し、土地を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、被告が占有している上記物件(1)の土地（現在の駐車場）を明け渡せ。
- (3) 賃料相当損害金の請求

- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (5) 仮執行

に対し

- (1) 被告らは、原告に対し、上記物件(2)の建物を収去し、土地を明け渡せ。
- (2) 賃料相当損害金の請求
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (4) 仮執行

らに対し

- (1) 被告らは、原告に対し、上記物件(3)の建物から退去して、土地を明け渡せ。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (3) 仮執行

に対し

- (1) 被告らは、原告に対し、上記物件(4)の建物から退去して、土地を明け渡せ。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (3) 仮執行

株式会社に対し

- (1) 被告は、原告に対し、上記物件(5)の建物から退去して、土地を明け渡せ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行

#### ⑤請求の原因（概要）

国有財産特別措置法に基づき平成17年3月31日に野洲市が国より「道路」として財産譲与を受けた砂川廃川敷地内において、以前から使用されている建築物が現存し、被告らはかかる建築物を通じて野洲市の土地を無断占有しており、物件所有者である被告らに対して建物収去及び土地の明け渡し等を求めているが応じないため、建物収去及び土地の明け渡し等を求めるものである。

また、現に建築物に居住・使用している者についても、野洲市の土地を無断占有していることになるため、建物退去及び土地の明け渡し等を求めるものである。

#### ⑥訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。